

■なぜ、男女共同参画社会の実現が必要なのでしょうか？

○人は、男女に関わらず、等しく個人として尊ばれなければなりません。性別で生きるのではなく個性で活躍できる社会が大切だからです。

○社会経済情勢の変化（少子高齢化、家族形態の多様化、経済活動の変化、地域社会の変化）に対応していくには、「男だから」「女だから」という固定的観念では、生き抜くことが難しくなってきました。

さらに、男女が共に参画し、共に責任を持ち、共に喜び合う社会が大切だからです。



■『男女共同参画社会推進条例』とはどんな条例なのでしょうか？

○目的は？

- ① 基本理念と市、市民、事業者の責務を明らかにしています。
- ② 施策の基本事項を定めています。
- ③ 男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することとしています。

○基本的な考え方は

- ① 人権の尊重（①個人の尊厳②男女平等③個人の能力の發揮）。
- ② 社会における制度や男女共同参画

画の視点に立った慣習への配慮。

- ③ 家庭生活と職業生活、地域、学校活動などとの無理のない両立。
- ④ 行政や職場、民間団体への政策立案、決定に男女が対等に参画する機会の確保。
- ⑤ 生涯を通じた女性の健康への自己決定。（望まない妊娠や中絶などは男女の不平等にあたります。）
- ⑥ 市、市民、事業者が責任を自覚し、あらゆる場で協働で男女共同参画社会を形成します。

○市の責務は？

- ① 総合的施策の策定と実施。
- ② 市は国・県・市民・事業者と連携し、協働で効果的な施策を推進します。

○市民の責務は？

- ① 男女共同参画についての理解を深めます。
- ② 市が行う男女共同参画の施策に協力します。

○事業者の責務は？

- ① 職場内で男女が対等に参画する機会の確保に努めます。
- ② 職場での活動と家庭、その他の活動との両立支援に努めます。
- ③ 市が行う男女共同参画の施策に協力するよう努めます。

○教育の役割は？

- ① 男女共同参画の基本理念に配慮

- ② 子どものための教育に関し家庭や地域で積極的に参画するよう努めます。

○市が取り組むことは？

- ① 基本計画を作成します。
- ② 基本計画を公表し、必要に応じて見直しを図ります。
- ③ 施策の策定に必要な調査研究を行い、成果を公表します。
- ④ 普及啓発活動を行います。
- ⑤ 男女共同参画社会づくりのための教育・学習の推進に必要な措置を講じます。
- ⑥ 男女共同参画社会づくりの自主的な取り組みを行っているところに対し、必要な支援を行います。
- ⑦ 家庭生活と職業生活などの両立を支援します。
- ⑧ 男女共同参画社会づくりに積極的に取り組んでいる事業者を表彰します。
- ⑨ 年次報告を行います。
- ⑩ 市の各審議会委員の任命にあたっては、男女一方の委員数が十分の四未満とならないように配慮します。

○性別による権利侵害の禁止とは？

- ① あらゆる場での性別による差別的取り扱い。
- ② あらゆる場でのセクシュアルハラスメント。
- ③ あらゆる場でのストーーカー行為
- ④ 配偶者など（事実婚も含む）の暴力行為。

○性別により権利を侵害された場合の被害者への対応は？

- ① 男女共同参画相談支援センターを設置します。
- ② 相談支援センターには男女共同参画相談員を置き、相談および苦情処理を行います。
- ③ 男女共同参画相談支援センターは、被害者の緊急一時保護および自立のための支援活動を行います。

○推進体制の整備

- ① 市民公募を含めた白石市男女共同参画専門委員会を設置します。

■条例全文については、市のホームページでご覧ください。

標語入選作品

【大人の部】  
お互いの生き方を認めあつてのパートナー

【小学生の部】  
ぼくのいえ 料理している父と母

■お問い合わせ  
男女共同参画課  
(あしたば白石内)  
☎・FAX 25-5095